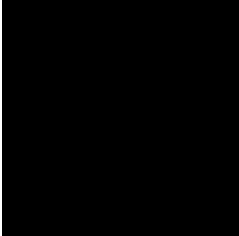


【写】

石労発 0830 第 2 号
令和 4 年 8 月 30 日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川労働局長
長嶋 政



石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、そ
の他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低
賃金公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第
4 号）

